

日連 8 第 538 号
(企 第 24 号)
令和 8 年 8 月 6 日

国税庁長官 江 島 一 彦 様

日本税理士会連合会
会長 太 田 直 樹

令和 8 年熊本地震に係る国税の申告期限等の延長に関する緊急要望書

7 月 28 日に発生した「令和 8 年熊本地震」とこれに引き続き頻発している地震活動により、熊本県を中心に甚大な被害が生じております。

このような事態について、国税通則法第 11 条に規定する「災害その他やむを得ない理由」に該当するとして、地域及び期日を指定して申告期限等を延長する旨が示されたところですが、期日の指定について、被災地の実情を十分配慮されるとともに、個別申請による申告期限等の延長についても、柔軟に対応頂きますようお願いいたします。

災害関連の税制については数次の改正が行われ、充実した制度が準備されていますが、これを納税者が理解するためには、税務行政による制度周知が極めて重要となりますので、丁寧な周知活動をよろしくお願いいたします。